

運航基準  
一般旅客定期航路事業

【観音～宮島～岩国航路】

平成30年4月1日  
株式会社アクアネット広島

目 次

- 第1章 目的
  - 第2章 運航の可否判断
  - 第3章 船舶の航行
- 添付 運航基準図別表  
航路図

## 第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、観音～宮島～岩国航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港名	風速	波高	視程
観音栈橋	12m/s 以上	1.5m 以上	300m 以下
巖島港	12m/s 以上	1.5m 以上	300m 以下
岩国新港	12m/s 以上	1.5m 以上	300m 以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速	12m/s 以上	波高	1.5m 以上
----	----------	----	---------

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

風速	波高	動揺
12m/s 以上（船首尾方向の風を除く）	1.5m 以上	横揺れ 12 度以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風 速	12m/s 以上	波 高	1.5m 以上
-----	----------	-----	---------

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、その時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視 程
300m以下

### 第3章 船舶の航行

（運航基準図等）

第4条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 基準経路（発着場の位置、針路、変針点等）
- (2) 地形、水深、水流等から、航行上特に留意すべき箇所
- (3) その他航行の安全を確保するために必要な事項

(基準経路)

第5条 基準経路は、運航基準図に記載のとおりとする。

(速力基準等)

第6条 速力基準は、次表のとおりとする。

船名	速力区分	速力	毎分機関回転数
きらら	微速	3ノット	700rpm
	半速	11ノット	1800rpm
	航海速力	16ノット	2500rpm

2 船長は、速力基準表を操縦席から見易い場所に提示しなければならない。

(通常連絡等)

第7条 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第8条 船内（船長）と陸上（運航管理者等）との連絡は、船内備え付けの携帯電話を使用するものとする。